

期成同盟會々々則

- 一、本會ハ「家賃三割値下期成同盟會」ト稱シ本部ヲ大阪市浪速區櫻川二丁目一〇八七番地ニ置ク
- 一、本會ハ家賃ノ徹底的値下運動ト敷金ノ全廢ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 一、本會ハ借家人大衆ヲ以テ會員トス
- 一、本會ニ入會セントスルモノハ入會金五拾圓ト内親承認ノ上申込ムモノトス
- 一、本會ノ常任委員ハ一切ノ解決ヲ擔當ス
- 一、會員ノ訴訟其他ニ對シテハ貸投ヲ以テ原則トス
- 一、本會ノ運動方法ハ研究會、長屋懇談會、借家人大會、演說會、ピラ、ボスター、其他階級の一切ノ方法ヲトル
- 一、本會ニ會長一名、主事一名、常任委員若干名、書記二名ヲ置ク
- 一、本會ニ必要ナル細則及内規ハ常任委員會之ヲ定ム

顧問

- 三井辯護士 布施辯護士
- 奥田辯護士 黒田辯護士

署名人 大阪市浪速區櫻川二丁目一〇八七 安倍 隆一

入會申込書				姓名	住所
家賃	金額	年	月	日	生(當才)
敷金	金額	年	月	日	借入
考	備	年	月	日	家賃納金
					差配名
					家主名

家賃三割値下期成同盟會御中

貴同盟會規約ヲ承認ノ上人會申込候也

年 月 日 右

印紙

委任狀

拙者儀

値下ニ關スル一切ノ權限ヲ委任候也

昭和 年 月 日
 大阪市 區 町 丁目 番地
 氏名